

議案第六十六号

職員等の旅費の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年四月二十六日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成元年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費の特例に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（へき地診療所を含む。）」を削る。

第二条中「十円」を「五円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。